



住宅

HAPPINESS KUMAMOTO

仕事や活動をおして
「生きがいを感じるまちづくり」

建築指導

平成8年度の建築確認申請受付件数は4,836件で、対前年比で15%増となっており、平成9年度から導入されることになった消費税引き上げ前のかけ込み建設等が要因になっていると考えられます。

本市では、建築基準法に基づく総合設計制度や建築協定を積極的に推進することによって、市街地の環境改善や市民参加型の街づくりを図るとともに、昭和55年から優秀建築物表彰制度を設けるなど、良好な都市形成のための誘導施策を展開しています。

また、高齢者や障害者が安心して利用できる建築物の整備促進を図るため、「熊本市やさしいまちづくり建築物整備促進事業補助金交付要綱」を制定し、うるおいと安らぎのある質の高い街づくりを目指しています。

一方、市民の住環境に対する意識

も高まりつつあり、建築行政への期待も多岐にわたっています。このため、電波障害の防止、パチンコ店及び中高層建築物の建築に関する指導要綱を制定し、建築主と周辺住民の相互理解を図ることに努めています。

また、年々増加する既存建築物の防災対策は、市民の安全確保のため重要であり、大型店舗、病院、ホテルなどの不特定多数の人々が利用する特殊建築物を対象に、消防局と合同で定期的に防災査察を実施してい

ます。

更に、民間の建築団体の協力を得て違反建築物の未然防止や建築パトロールを実施するなど民間と一体となった監視の強化を図っており、違反建築物の減少が期待されています。

市営住宅

市営住宅は、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として、昭和26年から市が国の補助を受けて建設しているものです。

これまでは、市営住宅の量的確保を目標に建設を進めてきましたが、近年は市民の快適な住生活を実現す

るため、質の向上に重点を置いて建設しています。また、高齢者や障害者にやさしい住まいづくりを目指し、間取りも広く設備も改善されたものに向上しました。

さらに、古くなった団地の建て替えも進めており、「豊かさを実感できる住まいづくり」をテーマに、街づくりと一体となった住環境の整備に取り組んでいます。

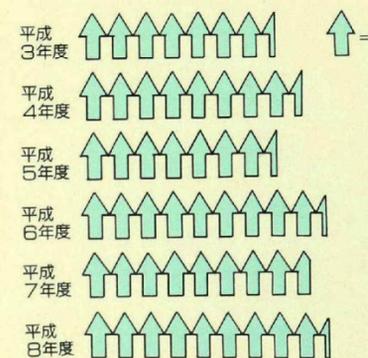
このほか、優良な民間賃貸住宅の借上げ事業、高齢入居者の生活を支援するシルバーハウジング事業なども実施しており、多面的に住宅供給を行っています。

平成9年10月1日現在の市営住宅管理戸数は、11,221戸（約3万人が入居）で、その管理についても住宅の使用状況を把握しながら、適切に行っています。



建て替えられた花園団地

住宅関係着工戸数の推移



建て替えられた花園団地



公園緑地

HAPPINESS KUMAMOTO

仕事や活動をおして
「生きがいを感じるまちづくり」



平成中央公園

都市公園の整備は、大正13年に水前寺運動公園を建設したときからはじまります。

その後の計画的な整備により、平成9年度末には、町の広場等を含め756ヵ所、面積507ha、市民一人当たり7.74㎡の広さとなる見込みです。

今後さらに安全で快適な都市基盤の整備を図るため、

1. 地域に密着した街区公園・近隣公園・地区公園の整備を積極的に

すすめる。

2. 中心市街地にオープンスペースを確保するため、河川敷公園、緑地の整備をすすめる。

3. レクリエーション需要の高まりに対処して、広域公園の整備をすすめる。

4. 地震・火災等の災害に対応できる防災公園の整備をすすめる。

との4つの基本方針に基づき、平成12年度末までに市民1人当たりの

都市公園面積を11㎡以上とすることを目標に整備をすすめています。

公園の建設にあたっては、多様化、高度化する市民の意向を考慮し、周辺の公共施設や景観と連携を図りながら、社会の変化に的確に対応した「ふっと利用してみたくなり、気持ち安らぐ」そんな魅力と活力のある公園づくりを推進しています。

また、公園の管理については、日常的な維持管理の充実を図るととも

に、地域のボランティアである公園愛護会の活動を促進し、市民の皆様いつでも安全に快適に利用できるよう努めています。

公園は、「ゆとり」と「やすらぎ」の生活空間を作り出し、地域住民の健康増進やコミュニケーションに最適な場所であり、安全な都市づくりには、不可欠な施設でもありますので、今後も公園の整備を積極的にすすめて参ります。



上水道

HAPPINESS KUMAMOTO

仕事や活動をおして
「生きがいを感じるまちづくり」

水道は、ライフラインのひとつとして、私たちの都市活動に一日たりとも欠かすことのできないものです。

本市の上水道は、大正13年に通水を開始して以来今日まで、水源の全てを地下水でまかない「安全でおいしい水」を安定してお届けできるように努めてきました。

この間市域の拡大や社会経済の発展に伴い拡張事業を行い、平成8年度末の普及率は96.8%に達しています。

現在実施中の第5次拡張事業計画では、施設や水道管の耐震性強化や21世紀に向けた新たな水源の確保などを目指して事業を推進しています。

また、貴重な水資源の有効利用を図るため老朽化した水道管の取替えなど漏水防止事業にも力を入れています。

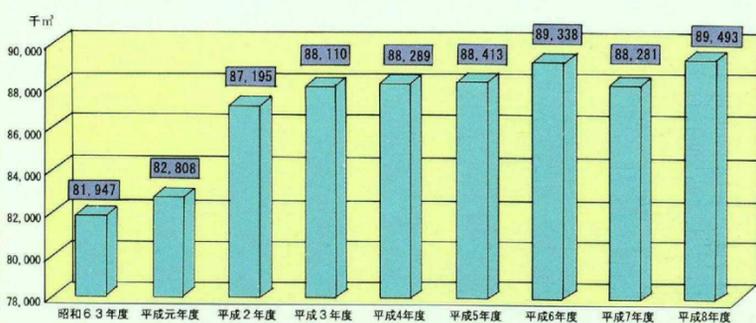


施設見学

■普及率の推移



■配水量の推移



下水道

HAPPINESS KUMAMOTO

仕事や活動をおして
「生きがいを感じるまちづくり」

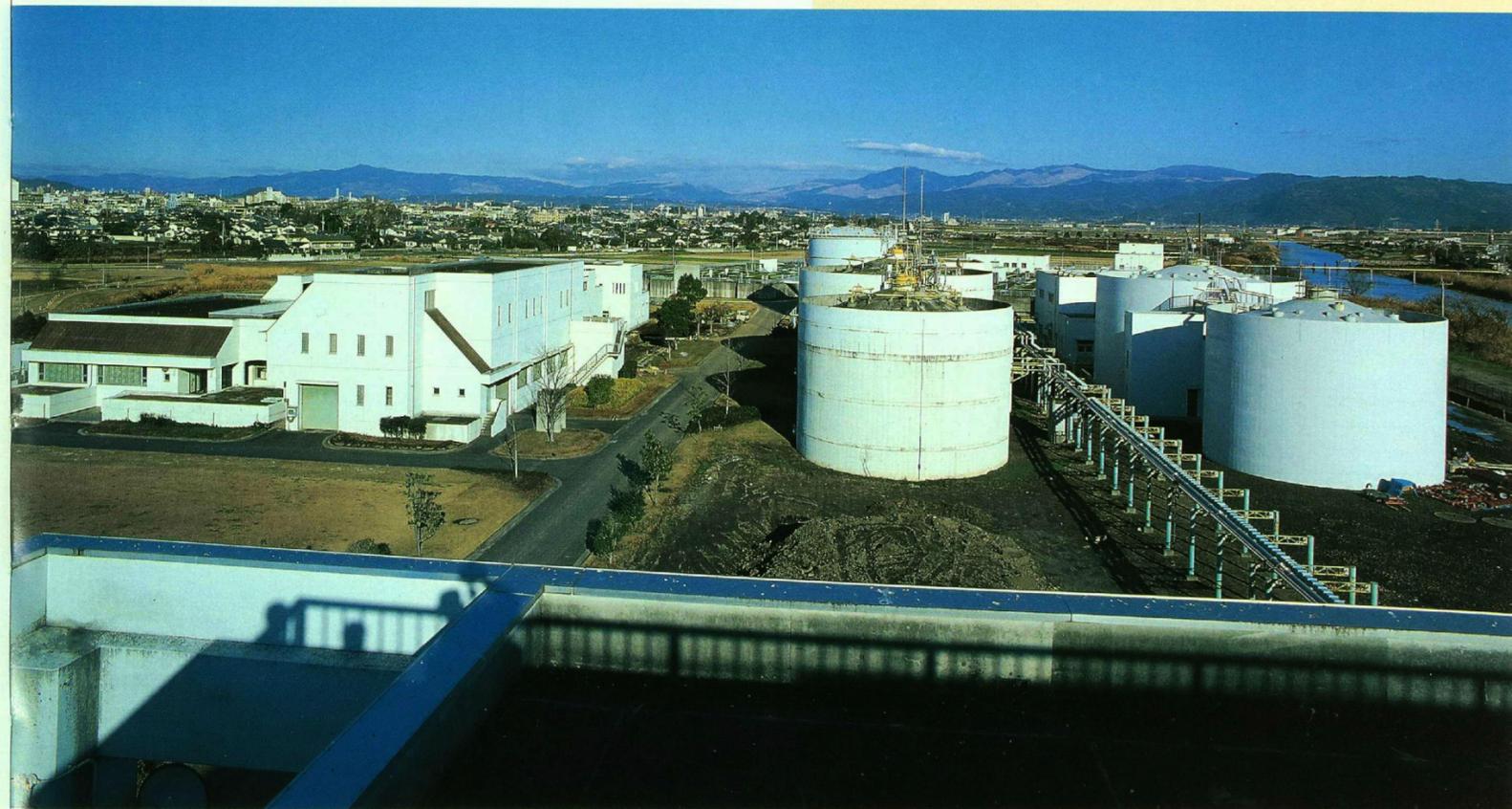
本市の下水道は、昭和23年の事業着手以来、市民の健康で快適な文化生活の実現と、河川など公共用水域の水質保全のため、下水道の整備に努めております。

また、将来の都市像をふまえて

のうち12,750haに公共下水道基本計画を策定し整備を進めており、平成8年度末における普及率は71.5%、整備面積は約7,300haであり、21世紀初頭の完備を目指し事業を推進しております。

また、近年下水処理水は都市における安定した水資源として注目されており、本市においても、処理水を農業用水や浄化センターの管理用水として一部を再利用していますが、今後普及率の向上とともに、下水処

理水量はさらに増大するものと予想されますので、積極的に処理水の再利用に取り組んでまいります。



東部浄化センター



市電・市バス

HAPPINESS KUMAMOTO

仕事や活動とおして
「生きがいを感じるまちづくり」



超低床電車（電動リフト付き）

市営交通事業は、電車が、大正13年8月、バスが昭和2年11月に営業開始し、73年の歴史を刻んでいます。平成9年3月末現在、市電46両と市バス203両があり、市電・市バス合わせて1日約8万人の乗客を運び、市内交通機関として重要な役割を果たしています。

近年、電車は「地球にやさしい・人にやさしい」乗り物としてその存在が見直され乗客数も増加しています。本市では、人にやさしい乗り物をめざし、平成9年8月、日本で初めてノンステップ超低床電車2連節車1編成の運行を、また平成9年10、

11月にはノンステップバス3両の運行を開始しました。これからも人にやさしい公共交通機関として市民に愛され、親しまれる市電・市バスをめざして努力を続けます。



ノンステップバス（電動スロープ・車高調整機能付き）

都市計画道路

都市計画道路は、第12次道路整備5ヵ年計画（平成10年度～平成14年度）の整備方針に基づくとともに、総合的な観点に立ち熊本都市圏内の交通混雑の解消と市内交通の円滑化を図るため整備を進めています。

特に、主要な幹線道路については、環状、放射状に整備を行い、市中心部への交通集中の弊害をなくし、交通施設の中核的役割を果たす道路に整備します。さらに、幹線道路を補完する道路については、適正かつ合理的な土地利用を促進させ、良好な住環境の保全、即ち地域の特性と緑地保全等にも配慮し、生活道路として利便性の高い道路に整備します。

熊本市域の都市計画道路は、53路線の総延長201.4kmが決定され、延長132.3kmが改良済で、改良率は65.7

%（H9.3.31現在）です。

現在、平田町の国道3号立体部の工事、井芹川の戸坂橋架替工事及び（仮称）新池上橋の架設工事並びに江津湖の（仮称）下画図橋の架設工事等を着手し、現在12路線15ヵ所の都市計画道路を整備しています。

市道整備

道路は、都市の経済・文化が発展するための最も根幹的な施設でありたいへん重要な社会的資本です。

今日、都市圏における自動車交通量の増大により、慢性的な交通渋滞が市内一円に発生しています。これら対策として、主要幹線道路を補完する1・2級幹線市道の新設や改良を実施しており、バイパス的役割と同時に、地域間の交通ネットワークの形成など、計画に沿った事業の進展を図っています。



戸坂橋架替工事（都市計画道路新町戸坂線）



道路・駐車場

HAPPINESS KUMAMOTO

仕事や活動とおして
「生きがいを感じるまちづくり」



辛島公園地下駐車場

また近年は、真の豊かさが実感できる生活実現のため、従来の無機質な構造物としての道路ではなく、地域にマッチした、ゆとりや潤いのある道路の整備が強く求められています。

このような社会的ニーズに応えるため、歴史と文化の香りが漂い、自然と調和し、自然と会話できる四季感豊かな通行空間を創出するとともに、高齢者や障害者が安全快適に通行できる歩道づくりなど、生きがいを感じる道づくりに努めています。

駐車場

辛島公園地下駐車場は、駐車場不足と駐車需給のアンバランスを解消するため、市制100周年事業として建設し、平成5年2月に供用開始しました。

この駐車場は、歩行者の利便性、

安全性に寄与する地下通路と一体になっており、自動車625台、二輪車400台、自転車500台を収容する九州で最大規模の地下駐車場です。また、健軍地区に1200台収容予定の自転車駐車場も計画中です。

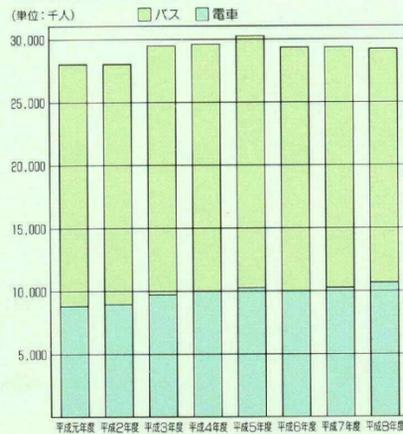
駐車場案内誘導システム

さらに、中心部における既設駐車場の効率的利用を図り、交通混雑を緩和するため、平成5年9月26日から駐車場案内誘導システムが稼働しました。このシステムは、案内板により駐車場の位置などをわかりやすく知らせ、スムーズに駐車場まで案内するものです。案内する駐車場は27ヵ所、収容台数は約5,500台で案内地区の約70%をカバーします。



市道上龍田上南部第1号線（武蔵橋付近）

乗車人員の推移





基幹交通

HAPPINESS KUMAMOTO

仕事や活動をおして
「生きがいを感じるまちづくり」

熊本空港

昭和46年4月、高遊原台地に開港した熊本空港は、昭和55年に滑走路が3kmに延長されたほか、昭和58年国際線ターミナルビル、63年には新貨物ビル、平成3年1月には新ターミナルビルがオープンするなど大型化、国際化が進むフライト事情に十分対応できる施設・機能の整備拡充が行われています。

また平成3年度から霧対策として、ILS高カテゴリー化に着手し、平成7年9月には、全国に先駆けて、カテゴリーⅢaが導入されるに至り、就航率が大幅に改善されました。

現在、国内線では、全日本空輸、日本エアシステムに加え、平成3年7月から日本航空も就航しており、東京へ1日9便、大阪へ8便（伊丹6便、関空2便）、名古屋へ2便、沖縄へ1便、札幌へ週3便が運行しています。

このように空港施設の充実、空港路線の拡充に伴い、開港当時48万人にすぎなかった旅客数は平成8年度には268万人に、貨物は1,900tから21,326tに達しており、熊本の空の玄関として、熊本空港の果たす役割はこれまで以上に重要なものになると予想されています。

鉄道網

九州を縦断する鹿児島本線と、横断する豊肥本線は本市で交わり、九州の大動脈として観光、ビジネス、



熊本港

流通など広い分野にわたって重要な役割を果たしています。

市域内には、両線が結節する熊本駅のほか、鹿児島本線に西里駅、熊本工大前駅、上熊本駅、川尻駅の4駅、豊肥本線に平成駅、南熊本駅、新水前寺駅、水前寺駅、東海学園前駅、竜田口駅、武蔵塚駅の7駅があり、合計で年間1千8百万人以上の乗降客が利用しています。

一方、九州新幹線鉄道（博多～西鹿児島計画延長249km）は、八代～西鹿児島間が平成3年9月に着工されました。

また、博多～八代間も平成7年5月熊本駅周辺において、新幹線駅整備調整事業に着手し、全線整備の早期実現にむけて新たなステップを踏

み出しました。

九州縦貫自動車道

本州と連結する九州縦貫自動車道は、北九州～鹿児島、宮崎を結ぶ総延長432kmの高速自動車道であり、ただ一つの未開通区間であった人吉～えびの間（22.3km）も平成7年7月に開通し、北九州～鹿児島、えびの～宮崎間の約432km全線が開通しました。

今後は、八代～えびの間全線の4車線化が待たれるところです。

平成8年には、熊本インターの出入り交通量が年間871万台を超え、また都市間高速バス輸送の拡充が進むなど、九州の動脈路線として利用は年々増加しています。これで、青森から鹿児島、宮崎まで約2,150km



熊本インター

が高速道路で結ばれたことになり、平成8年3月の九州横断自動車道の全線開通により、九州の中央に位置する本市の拠点性の一層の向上が図られ、九州各県の連携もさらに深まるものと期待されるところです。

熊本港

昭和49年4月重要港湾に指定され建設が進む熊本港は、熊本都市圏に低コスト大量輸送の海運を開き、内外貿易の振興に寄与するとともに、企業立地や道路網の整備を通して、本市西部はもとより、都市圏経済の発展に貢献する基幹流通施設として期待されています。

昭和62年3月には、熊本港大橋（872m）と物揚場、また、平成4年度にはフェリー岸壁及びターミナルが完成し、平成5年3月に島原と結ぶフェリーの就航により待望の開港が実現し、現在では、熊本と茂木・本渡間を結ぶ超高速旅客船も就航しています。平成7年秋には700トン級岸壁が供用開始し、中国・大連市から貨物船が初入港しました。

さらに、平成10年3月に2,000トン級貨物船が2隻接岸できる岸壁が完成しました。

また、港湾埋立地内には、流通関連業務の立地や、マリナー、人工海浜などの施設が併設され、海洋性レクリエーション基地がつくられる予定です。



市街地開発

HAPPINESS KUMAMOTO

仕事や活動をおして
「生きがいを感じるまちづくり」

都市計画

都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りながら、健康で文化的な都市生活を確保するため、適正な制限のもとに、土地の合理的利用を図ることを基本理念としています。これに基づき、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を市町村の行政区域にとらわれず都市計画区域として定めています。

本市は、1市6町で構成する熊本都市計画区域42,479haの大部分と植

木町を中心とする植木都市計画区域6,855haの一部及び都市計画区域外（河内町全域）で構成されています。

熊本都市計画区域（市域分23,089ha）は市街化区域（市域分9,992ha）と市街化調整区域（市域分13,097ha）とに区分され、計画的な市街地の形成や都市景観に配慮した住みよい街づくりを、また一方で無秩序な市街地の開発規制に努めています。

植木都市計画区域（市域分137ha）は、市街化区域と市街化調整区域の区分は無く、用途地域指定（市域分

14.1ha）とそれ以外（無指定区域・市域分122.9ha）とに区分され、適正な建物用途の配置及び必要な規制を加えた開発許可あるいは周辺と調和のとれた建物の誘導に努力しています。

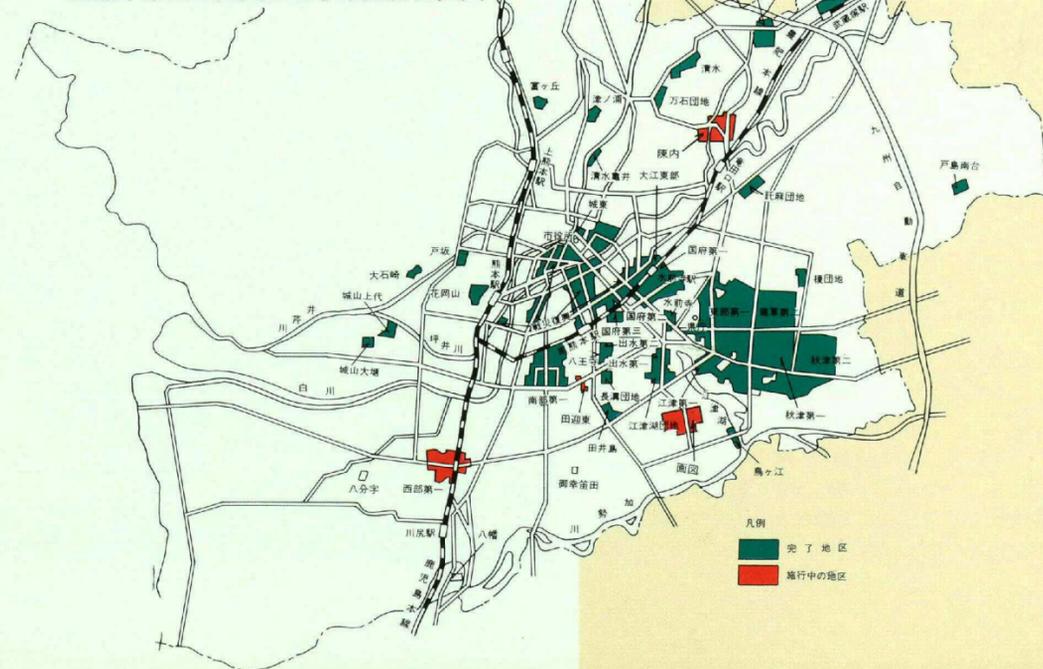
また、都市の面的開発整備としては、西部第一土地区画整理事業等の区画整理事業や開発許可制度による計画的な整備を図っています。

平成8年度末現在の都市計画施設の計画が決定されているものは、道路53路線、公園237カ所、緑地16カ

所、墓園3カ所、流通業務団地1カ所、自動車ターミナル2カ所、駐車場2カ所、駅前広場4カ所、交通広場2カ所、下水道終末処理場5カ所、汚物処理場1カ所、ごみ焼却場2カ所、火葬場1カ所であり、順次整備が進められています。

なお、市街化調整区域については、市街化を抑制し、自然環境の保護と活用を図り、優良農用地の保全と農業基盤の整備に努めています。

■熊本市土地区画整理事業施行位置図



区画整理

土地区画整理事業は、道路、公園、水路などの公共施設を整備し、宅地の利用増進を図ることを目的としています。

本市では、戦前、戦後を通じて既に40地区1,457haが完成し、健全な市街地が形成されています。

現在、西部第一土地区画整理事業外3地区約101.6haの事業が行われています。中でも、本市施行による西部第一土地区画整理事業は、西南部地域の拠点づくりを目指して、都市計画道路近見沖新線などの公共施設の整備改善、良好な宅地の創出、JR鹿児島本線の鉄道高架化による市街地分断の解消、JR新駅の設置など、一体的な整備を行うための事業を推進しているところであります。

また、本市の市街化区域内に残存する農地は1,037haあり（平成9年5月末現在）、この内、22地区151.4haについて、土地区画整理事業のPR、啓発活動を積極的に行い地元住民による街づくりの推進を図っていきます。

都市拠点整備

均衡のとれた秩序ある市街地を形成するため、既成市街地における再開発や住民参加のまちづくりを推進しています。

その実施にあたっては、自然との調和や周辺環境への配慮、計画的な土地利用など、それぞれの地域に適

応した、より良好な住環境を創出していくことを目指しています。

現在、中心部では、手取本町地区並びに上通A地区の2地区で組合施行による市街地再開発事業が実施されています。また、周辺部に位置する新町地区では優良建築物等整備事業への取り組みが行われています。

本市では、再開発事業地区の円滑な事業実施への誘導や、魅力あるまちづくりへ向け、地区のまちづくり協議会等の方々と協力して、積極的な事業推進を図っていきます。

一方、熊本駅周辺地域については、交通の広域・高速化に対応し、中心部と都市機能を相互に補完し合う「副都心」として整備を図るため、九州新幹線の建設、鹿児島本線等の鉄道高架化並びに熊本駅周辺地域の面整備を柱として事業の推進を図っています。

九州新幹線・鹿児島ルートについては、船小屋～新八代間がスーパー特急方式での着工が決定され、さらに鉄道高架化についても事業調査を行っています。

また、熊本駅周辺地域の面整備については、「熊本駅周辺地域の整備方針」を公表し、住民、市民、県民、経済界、政界等の各界各層で共有する将来に向けたビジョンを明らかにするとともに、県市間で協定を締結し、連携して事業を推進することとしています。



熊本駅周辺

中心部の再開発



手取本町地区第一種市街地再開発ビル完成予想図

地籍調査

地籍調査事業は、国土の基礎調査であり、市民財産の保全是もとより土地利用の高度化まちづくり等の施策、公共事業の基礎資料として多目的に活用することを目的として、毎筆の土地について土地登記簿に記載された内容（土地の所在、地番、地目、面積）の調査や測量を行い、新しく地図（地籍図）及び簿冊（地籍簿）を作成するものです。

本市においては、平成2年度を初年度として10ヵ年計画を作成し、本市の東部地域43.80km²、約83,000筆について地籍調査事業を計画しています。この計画により平成9年度までに17.00km²、約44,600筆の調査が完了しており、土地対策推進地籍調査事業等を導入して、より密度の高

い地籍調査を関係者の理解と協力を得ながら積極的に推進しています。

住居表示整備事業

住居表示は、土地の地番ではわかりにくい住所の表示を合理的な町界（町の区域）や住居番号で表示することにより、わかりやすい街づくりを行い、市民生活に最も大切な人や物の交流を円滑にするとともに、消防、救急、郵便業務等の行政活動の一層の効率化に資することを目的としています。

本市においては、住居表示に関する法律に基づき昭和40年度を第1次として、平成9年度までに第31次にわたって実施しています。

また、平成10年度においては龍田・清水地域、上南部地域の実施を計画しています。